

行政改革に関する第2次答申 - 許認可等の整理合理化 - (昭和57年2月10日)

第1 基本的考え方

1 見直しの必要性

行政は、社会秩序を維持し、国民の生命・財産の安全を確保し、環境を保全し、消費者を保護し、国民経済の健全な発展を図るなど、広く公共の福祉を確保、増進する責務を有している。このような責務を果たすためには交通規制を行ったり、営業活動に制限を加えたり、日常生活用品の検査・検定を行うなど、様々な形で国民の諸活動に介入し、その自由な活動を規制することになる。このような規制監督行政は、その時々、社会的要請を背景として行われてきたものであって、公共の福祉を確保、増進する役割を果たしてきたが、この中心を成す許認可等には、特許、許可、認可、登録、届出、報告等様々な種類のものがあり、その数は、約1万件にも達している。

これらの規制監督行政の中には、民間の技術水準や経営能力が著しく向上するなどの社会経済情勢の変化により、実情に合わなくなったものや民間の自主的活動にゆだねることが妥当となったものも少なくない。このようなものについて、従来どおりの規制を続ける場合には、民間活力の発揮を阻害し、既得権益の擁護に偏する結果となるなど、国民全体の利益を損なうこととなる。

したがって、許認可等の規制監督行政は、絶えず社会経済情勢等の変化に適合したものとする必要があり、国民全体の利益を図る見地に立って、行政の責任領域の見直しの観点からはもとより、国民負担の軽減、行政事務の簡素合理化、民間活力の助長等の観点からも整理合理化を推進する必要がある。この場合においては、国民の自助・自立の精神の高揚と企業の社会的責任の一層の明確化により、行政への過度の依存体質の改善を図ることがその基本に置かれなければならない。

規制監督行政の見直しは、近年、欧米先進諸国において、経済社会の再活性化のため、その推進が図られており、OECD 理事会においても勧告が行われているなど、先進国共通の課題となっている。

また、国際的な相互関係が深まっている環境の中であって、規制の在り方は、国内的な事情のみならず、国際的な観点からの見直しも必要となっている。

当調査会においては、以上のような認識の下に、去る7月10日の第1次答申に引き続き、規制監督行政の見直しに取り組んできたところであるが、これまでの審議を踏まえ、当面、次のような方向で検討を進めることが適当であると考えます。

2 整理合理化の基準

許認可等の規制監督行政の整理合理化を検討するに当たっては、基本的に次のような基準に従って行うことが適当であると考え。

(1) 規制の合理化

ア 廃止

次のようなものは廃止の方向で検討する。

規制設定後の社会的、経済的背景事情の変化に伴い、現在では規制の必要性が乏しくなったもの

民間の自己責任の原則に基づく活動にゆだねることが期待されるもの

申請者及び行政機関の負担に比し、規制の効果の小さいもの

励行度が著しく低い格別の支障の生じていないもの、有効な代替措置が講ぜられているもの及び極めて異例の不都合な事態の防止のために一般的な規制が行われているもの

イ 統合

類似の事項について重複した規制が行われているものについては、極力、統合する方向で検討する。

ウ 委譲

下部機関、地方公共団体若しくはその機関又は民間において処理することが効率的であり、かつ、実情に即するものは、事務・権限を委譲する方向で検討する。

エ 規制の緩和

次のようなものは、それぞれ規制を緩和する方向で検討する。

規制の範囲が広範にわたりすぎるものについては、規制の対象範囲を縮小する。

規制方法が強すぎるものについては、より緩やかな規制とする。

有効期間の定めのあるものについては、必要性の乏しいものは当該期間の定めを撤廃し、必要以上に短期にすぎものは延長する。

(2) 運用の合理化

規制監督行政は、親切、公正かつ迅速な処理を行うとともに、恣意的な行政指導を排するなど、国民の不満を招くことのないよう運用されることが重要である。

したがって、次のような運用の合理化を図る方向で検討する。

処理期限を設定し、処理が遅延した場合にその理由や処理予定を申請者に通知するなど、事務処理の迅速化を図るとともに、申請者の納得が得られるよう事務処理の改善を図る。

客観的かつ公正な判断がなされるよう、審査基準の明確化とその公表を図るとともに、不許可等の処分をする場合にその理由を申請者に通知するなど、処理手続の改善を図る。また、申請・届出等を受理しない場合には、その理由を明らかにするなど、事務処理の改善を図る。

提出書類の範囲が不明確なものについてその範囲を明確にし、提出書類の様式が複雑すぎるものについて様式を簡素化し、提出部数が多すぎるものについて部数を削減するなど、提出書類の作成に係る負担を軽減する。

大量定型的な許認可等については、事務処理の機械化を推進し、処理手続の合理化、迅速化を図る。

3 整理合理化の検討対象

整理合理化の検討対象については、既往答申等の未措置事項、各界から当調査会に寄せられた意見・要望等を中心に選定の上、おおむね次の規制の区分に従ってそれぞれ整理合理化の方策を検討する。

(1) 各種資格制度、検査・検定制度等同種類の規制

各種制度を比較検討の上、民間の自主的な規律にゆだねることが適当な資格制度、業務独占等の特権を付与することによって既得権益の擁護に偏する結果となっている資格制度、民間の技術の向上等によって必要性の乏しくなった検査・検定制度等同種類の規制について、整理合理化を検討する。

(2) 事業活動に対する規制

民間の創意工夫を生かし、社会経済の活力を高めるため、情勢の変化に伴い必要性の乏しくなった規制や必要以上に細部にわたる規制について、整理合理化を検討する。

(3) 共管競合の規制及び多種類の許認可等を要する行為規制

窓口の多元化、審査内容の重複、処分に当たって相互に他の処分を前提とするいわゆる「もたれ合い」等による申請者の負担や処理の遅延を解消するため、重複規制の排除や運用の改善について検討する。

(4) 一般国民の日常生活を対象とした規制

主として国民負担軽減の可能性について検討する。

4 新設の審査と改善推進の体制

社会経済情勢の推移に伴い、絶えず許認可等の新設が求められがちであるが、それは真に必要なものに限定されるべきである。また、設定されたものについても不断の見直しが必要である。このため、関係省庁は、自らのその新設に当たってその必要性等について厳格な審査を行うとともに、既存のものについても常時整理合理化を図るべきことはいうまでもない。

なお、各省庁における自主的改善努力を積極的に推進する体制について、当調査会において引き続き検討する。

第2 当面の整理合理化学事項

当調査会においては、以上に述べた基本的考え方の下に、規制監督行政全般の見直しのため、広く関係方面から寄せられた意見・要望等を参考としつつ、鋭意審議を進めているところである。これら規制監督行政の整理合理化については、国民の要請も

強く、かつ、全体の検討を待つまでもなく、個別に改善方策を実施することが可能な事項については、結論が得られたものから順次答申することが適当であると考えられる。このため、一般国民の日常生活を対象としたもの、(国際経済的見地から早急な対応を要するもの、国民経済的見地から対応を要するもの、民間活力にゆだねるのが適当なもの、民間等からの改善要望が多いもの、その他従来から問題点の指摘があるものなどについて検討した。

その結果、当面、以下の事項について結論を得たので、政府において速やかに所要の改善措置を講ぜられたい。

なお、これらの事項に関連する特殊法人等の在り方については、当調査会において別途検討する。

1 一般国民の日常生活を対象としたもの

(1) 自動車の定期点検整備及び検査

自家用乗用車(軽乗用車を含む。)の定期点検整備及び検査については、国民負担の軽減の見地から、次の措置を講ずる。

定期点検整備については、新車の初回の6か月点検を廃止するとともに、点検項目の簡素化を図る。

検査については、新車の新規検査の検査証の有効期間を現行の2年から3年に延長する。

整備事業者に対しては、基本整備料金表の掲示、整備内容・交換部品の説明等に係る指導を徹底し、ユーザーの信頼確保を図る。

なお、定期点検整備及び検査については、自動車技術の進歩等に対応して、今後とも適時に見直しを行う必要がある。

(2) 自動車の運転免許証の更新

自動車の運転免許証の更新については、国民負担の軽減の見地から、次の措置の徹底を図る。

日曜日にも、更新手続のための窓口を開設する。

運転免許証の即日交付又は郵送を実施する。

優良運転者については、更新時講習を簡素化するとともに、警察署においても更新手続を行う。

更新期日前に受講できる特別講習を実施する。

なお、運転免許証の有効期間の見直しについては、車社会の成熟に伴う学校、家庭等における安全運転教育の普及の実態及び交通安全の確保などを配慮しつつ、その在り方について専門的観点から検討する必要がある。

当面、長期間無事故無違反の優良運転者に対するメリット制の導入の可否についても

同様な観点から検討する。

(3) 一般旅券の発給

代理申請の範囲を拡大して本人の身元を確実に保証できる代理人による申請を認める。

(例：修学旅行の場合等身元確認のできる団体の責任者、兄弟夫婦等の近親者等)

2 国際経済的見地から早急な対応を要するもの

輸入検査

国内諸法令に基づく輸入品の検査は、安全性の確保、公害防止等の観点から内外無差別の原則に立って一定の規格基準に合致しているか否かを確認するものであり、輸入品であるからという理由で、特恵的に規制を緩和すべき性格のものではない。

しかしながら、輸入検査のなかには、規格基準や手続が必要以上に厳しい、外国と国内で不必要な二重検査が行われている、診基準ないしその運用が不明確である、苦情に対する対応が不適切であるなど、更に改善の余地が認められるものがある。

以上の点を踏まえ、次の事項について、常時、継続的に積極的な改善策を講ずるとともに、これらの改善状況について所要の監察を行い、その推進を図る必要がある。

規格基準の国際化

国際的な規格基準のあるものについては、我が国固有の事情を配慮しつつ、できるだけ国内の規格基準をこれに合致させるよう努めるとともに、国際的な規格基準のないものについては、その設定作業に積極的に参加するなど国際的な対応を図る。

二重検査（試験）の排除

諸外国との間で、) 検査項目、) 検査基準、) 検査方法、) 検査機関等について合意の上、相互に相手国の検査結果を受け入れること等により、二重検査を排除する。

過剰な検査・手続の排除

貨物の性質、検査実績（不合格率）等からみて明らかに問題とならない貨物、経常的に輸入されている貨物等については、包括承認制の導入等規制の緩和を図るとともに、可能なものは適用除外とする。

運用基準の明確化

検査の実施に当たり運用基準が不明確であり、担当者の裁量の幅が広いことによるトラブルを解消するため、具体的な運用基準の明確化を図る。

情報提供の充実

我が国の輸入検査制度に対する理解不足、あるいは我が国では運用に関する具体的内容が内部通達によっていること等によるトラブルを解消するため、手続マニュアルの提供、通達の対外的公開等情報提供の充実（必要に応じて外国語訳文の用意）を図る。

苦情処理体制の整備

苦情を一元的かつ迅速に処理するため、苦情処理体制の充実・整備と苦情処理ルールの設定を図る。

3 国民経済的見地から対応を要するもの

(1) 電源開発立地に係る関連許認可

電源開発については、安全性の確保及び環境の保全に万全を期しつつ、地元の理解と協力を得ることが前提となるが、多数の関連する許認可等の審査及び処分に当たって、関係行政機関は、次のように合理化を図るべきである。

事業者、関係機関等との事前調整及び事前指導についてできるだけ早期かつ積極的に対応することにより、審査の効率化、迅速化を図る。

許認可等の申請を受理したり、処分を行うに当たって相互に他の行政機関による関連許認可の申請の受理や処分を前提とするなど、いわゆる「もたれ合い」として非難されることのないように努める。

特に、当該開発計画が電源開発調整審議会の議を経て、政府の電源開発基本計画の一部として決定された場合には、各種手続の審査及び処分を早期かつ迅速に行う。

また、主に電源開発調整審議会に付議する前に行われる用地確保に係る手続等については、及びの趣旨に従って、計画実施に支障をもたらすことのないよう配慮する。

なお、国の関係行政機関は、相互間で十分な情報交換を行い、具体的措置を一体となって講ずるとともに、地方公共団体等に対する周知徹底、指導の強化を図る。

(2) データ通信規制

コンピュータを利用したデータ通信の高度利用は、産業のみならず、医療、教育、行政、学術等を通じて国民の福祉の向上にとって極めて重要な役割を果たすものである。

その際、とりわけ重要なことは、通信と情報に係る急速な技術革新の成果を生かした高度で多様なコンピュータ利用が行われることである。このため、通信回線の利用については、国の規制を極力排し、民間の創意工夫が最大限に生かされるようにすべきであり、次の措置を講ずる必要がある。

データ通信回線の利用については、不特定多数を相手にもつぱらメッセージスイッチングを行うシステムを除き自由にする。

必要最小限度の規制範囲を明示するため、ネガティブリスト方式を用いる。

相互接続について、個別認可に係らしめる必要がある場合には、認可基準を明示する。

なお、プライバシー保護については、別途関係省庁で総合的な研究が進められるべきである。

4 民間活力にゆだねるのが適当なもの

(1) 輸出検査

輸出品であって国が指定した貨物については、検査機関の検査を受けなければならないこととされ、この輸出検査制度は、我が国の輸出品の価値の維持向上に貢献してきた。

しかし、近年我が国の生産技術の水準及び国際競争力には著しい向上が見られ輸出品の品質は国際的にも信頼を確立してきている状況にある。

したがって、指定貨物については、整理・縮小の方向で基本的に見直すべきであり、当面、次の措置を講ずることとする。

検査成績、輸出金額等を勘案し、指定貨物からの削除、自家表示品目への移行等により、輸出検査対象 187 品目のおおむね 3 分の 1 を目途に、整理・縮小を図る。

また、今後の検査制度の運営に当たっては、特に品質のすぐれているものについての検査方法の大幅な簡素化を図るほか、検査手数料の適正化等の合理化措置を講ずる。

(2) 消防用機械器具等の個別検定

品質管理が優秀で高い合格率を維持しているメーカーの製品については抽出検査方法の簡素合理化を図る。

(3) 計量器の検定・定期検査

使用の実態を潜まえ、取引又は証明用に用いられる可能性の低い計量器については、検定の対象から削除する。

性能の向上に対応し、検定の有効期間を延長する。

計量器の定期検査については、民間能力の活用を図る観点から、定期検査が免除される計量器使用事業場の指定を商店街等へも拡大する。

(4) 建築検査

欠陥マンション等の建築を防止するとともに民間能力を活用する等の観点から、特に建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物のうち、一定規模以上のものについては、民間の建築士による工事監理の強化充実を図る。

なお、建築主事が運用上行っている中間検査については、制度化を含めその在り方について検討すべきである。

5 民間等からの改善要望が多いもの

(1) バス停留所の位置の変更の認可

一般乗合旅客自動車運送事業における停留所の位置の変更の認可については、競合路線、運賃区界に係るもの等特定のものを除き認可制を届出制に改める。

(2) 自家用貨物自動車の使用の届出

自家用貨物自動車の使用の届出は、営業類似行為規制のため必要な範囲を除き、原則として廃止する。

(3) 特殊車両の通行許可

道路法の特殊車両通行許可に係る許可期間については、一般区域貨物自動車運送事業用車両、通運事業用車両、経路が一定し反復継続した運行を行う自家用車両（特定のものを除く。）等につき、現行の6か月を1年に延長する。

既に特殊車両の通行許可を受けた車両を同様のものに買い換えた場合の新たな車両の通行許可申請については、申請事項の変更として取り扱い、その手続を簡素化する。

申請書類については、附属書類の一部を省略し簡素化を図る。

(4) 国際的協定又は国際的契約の届出

独占禁止法上問題となるおそれが少ないと考えられる種類の協定又は契約については、届出の対象外とする。

(例：借入金・貸付金契約、プラント輸出入契約等)

(5) 法人事業税及び法人住民税の申告書・納付書の様式

申告書については、新様式に統一化を図る。

納付書についても、できるだけ速やかに関係者と調整の上、様式の統一化を図る。

(6) 市街化区域内の農地転用届

市街化区域内における農地転用届について、40日前までに提出しなければならないとする提出期限の規定を廃止する。

(7) 市民ラジオ（トランシーバーの一種）の免許

市民ラジオに係る無線局については、技術基準適合性を確保するための措置を存続し、開設免許を廃止する。

(8) 犬の狂犬病予防注射

犬の狂犬病予防注射については、諸外国における実情を踏まえ、現行6か月の注射期間を1年以上に延長する。このため、免疫持続期間の長いワクチンの輸入又は開発を急ぐべきである。

(9) 遊技場営業の許可更新

パチンコ、マージャン等の遊技場（風俗営業等取締法第1条第7号）の営業許可更新期間を現行の6か月から1年に延長する。

6 その他（従来から問題点の指摘があるもの等）

(1) 医師等の年次届

医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、歯科衛生士及び歯科技工士の年次届を改めて、2年ごとに1回とする。

(2) 歯科衛生士等の住所（変更）の届出

歯科衛生士、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の住所（変更）の届出を廃止し、これに伴い、移籍（簿）制度も廃止する。

（３）獣医師の年次届

獣医師の年次届を改めて、２年ごとに１回とする。

（４）保税上屋及び保税倉庫の許可更新

保税上屋及び保税倉庫の許可更新期間を現行の２年から３年に延長する。

（５）道路の占用許可

道路の占用許可申請書の様式を全国的に統一する。